



監督署の窓

東日本大震災の 労災給付応援に赴いて

5月22日の夕刻に仙台労働基準監督署への震災応援のため東北新幹線の仙台駅へ降り立ちました。地震で仙台市はどのような状況になっていたのかと思っていました。ビルが壁面が傷んだのか、いくつかのビルにネットが架かっている程度で街の様子は普通に流れていました。テレビで見る津波の映像の残像との違いに少し戸惑いを感じました。ホテルに着くとフロン



トに列ができていました。ビジネスホテルの日曜日のチェックインといえは閑散としているはずなのに、仙台へ多数の人たちが震災応援に入っていることを実感しました。翌23日、「震災によって亡くなられた方の遺族（補償）給付請求は5月17日現在で176件であり、今後も請求件数は増加し1,000件を超えるのではないかと。また、気仙沼市や南三陸町を管

轄とする石巻署管内の被害状況は仙台署管轄を大きく上回っている。遺族（補償）請求の9割以上が津波の被害者である」との説明を受けて応援業務を開始しました。

トに列ができていました。ビジネスホテルの日曜日のチェックインといえは閑散としているはずなのに、仙台へ多数の人たちが震災応援に入っていることを実感しました。翌23日、「震災によって亡くなられた方の遺族（補償）給付請求は5月17日現在で176件であり、今後も請求件数は増加し1,000件を超えるのではないかと。また、気仙沼市や南三陸町を管

遺族（給付）
応援業務は

のメールが入ったと言われる方。ご遺族の方の話からは、仙台の駅前の状況と津波の被害との乖離の大きさに驚かされました。残された方々に、今後の生活に労災給付が少しでも役立てばと思います。しかしながら、労災保険給付を行うためには、**仕事・通勤中という要件が必要**となっています。地震の発生時刻と津波の到達時刻との間に時間があつたため仕事・通勤中との判断が難しい事案があります。「死体検案書の母の被災場所に自宅の住所が記載されている。本当の被災場所がはっきりしていないのではと思う。事業場は地震後に母に帰宅しなさいと指示を出したそう。事業場から自宅までは普通であれば車で10分程度である。労災保険の給付は受けられないの相

談も寄せられました。特に、パートタイマーの人たちは地震後に帰宅指示が出された方が多く就業の場所と自宅が近いため通勤途中の被災か、帰宅してからの被災かの判断に苦慮する事例が多くあります。ご遺族の方には、事業場の証言が得られる人と得られない人、被災状況の証言が得られる人と得られない人などがあります。また、ご遺体の発見場所が被災現場ではないので被災現場が特定できないなどの問題もあります。今回の震災では、業務遂行中又は通勤途中であれば、特段の反証がなければ労災保険給付するとしており、仙台署の職員たちは、被災された方々のために迅速な労災給付を行うよう努めています。業務中・通勤中の判断に悩む日々が続きます。